

【自治会所有防犯灯の補助金申請について】

現在、市から自治会へ交付する防犯灯の補助金には、2種類あります。

- (1) 新設・修繕等に対する補助金
- (2) 電気使用料に対する補助金

(1) 新設・修繕等に対する補助金

防犯灯の新設及び修繕は各自治会でお願いすることになっています。

防犯灯の新設については、蛍光灯防犯灯ではなくLED防犯灯の設置をお願いいたします。LED防犯灯は、消費電力が少ないため電気使用料も安く、CO₂削減など環境保護・地球温暖化防止にもつながります。また、従来の蛍光灯防犯灯に比べ約4倍

(10年)以上の長寿命とされていますので、ライト交換の作業等、維持管理の負担も軽減されます。

毎年4月1日から翌年の3月31日までに、防犯灯の新設及び修繕等により自治会が支出した金額の30%を市で補助します。申請は4月から9月までを上半期、10月から翌年3月までを下半期として、年2回に分けて申請していただきます。

平成29年度の上半期については、すでに申請・交付が終了していますので、新自治会長さんには下半期(平成29年10月～平成30年3月支払分)の申請をお願いいたします。

※市内全域で行った防犯灯LED化事業は、平成26年、27年度で終了しました。

(2) 電気使用料に対する補助金

自治会が防犯灯の電気使用料として、東京電力へ支出した金額の20%以内を市が補助します。(1)と同様に、4月から9月支払い分までを上半期、10月から翌年3月までの支払い分を下半期として、年2回に分けて申請していただきます。

平成29年度の上半期については、すでに申請・交付が終了しています。新自治会長さんには、下半期(平成29年10月～平成30年3月支払分)の申請をお願いいたします。

※電気使用料は「使用月」ではなく、「支払いをした月」で区分をしています。

◎次回の補助金申請(下半期)については、申請書を平成30年3月初旬に、自治会長さん宛に送付します。提出期限は4月中旬となりますので、よろしく申し上げます。

(※詳しくは、裏面参照)

※注意⇒ (1)(2)とも市などが管理する道路を照らす公衆街路灯「防犯灯」が対象であり、私道や地区会館、消防小屋、団地内等の「防犯灯」は対象になりません。

防犯灯補助金申請の流れ

平成29年度下半期（平成29年10月～平成30年3月）

自治会・市	3月	4月	5月
自治会		②補助金申請書提出 (4月中旬)	⑤補助金受領 (5月下旬)
市役所 (安全対策課)	①申請書送付 (3月初旬)	③申請受付 (4月中旬締め切り)	④補助金支払い (5月下旬)

平成30年度上半期（平成30年4月～平成30年9月）

自治会・市	9月	10月	11月
自治会		②補助金申請書提出 (10月中旬)	⑤補助金受領 (11月下旬)
市役所 (安全対策課)	①申請書送付 (9月初旬)	③申請受付 (10月中旬締め切り)	④補助金支払い (11月下旬)

※防犯灯補助金額について

(1) 防犯灯新設・修繕等：支出額の30%

添付するもの：修繕等の領収書・請求書の写、修繕箇所のわかる地図、東京電力(株)への申込書の写（新規設置のみ）

(2) 電気使用料：支出額の20%以内

添付するもの：電気使用料の領収書または引き落とし通帳のコピー

※補助金の支払いについて

市民協働推進課へ登録した各自治会の通帳へ振り込みます。

【問合せ先】

安全対策課 交通安全・防犯担当 電話 22-1111（内線 221）